

屋外広告物の 手引き



屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つとして重要なものですが、一方で景観に影響を与えるものとして、周囲との調和が求められます。本町は、平成26年4月に「景観行政団体」となり、良好な景観の形成と維持を目的として、屋外広告物に関する具体的な基準の検討を進め、伊根町屋外広告物条例を制定しました。

町民の皆さんが築いてきた伊根らしいまちなみと景観を守り、今後も維持していくためには、適正な屋外広告物の設置を誘導していく必要があります。

皆さんとともに、日本で最も美しい村伊根町の実現を目指しましょう！

伊根町

屋外広告物条例の目的

伊根町屋外広告物条例は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とします。



屋外広告物とは

条例の規制対象となる屋外広告物は、営利・非営利を問わず、常時または一定の期間継続して屋外で公衆板、看板、広告幕、広告旗、アドバルーン、はり紙、はり札、立看板などをいいます。また、商業広告だけでなく営利を目的としないもの、商標やシンボルマークなどのイメージを伝えるものも含まれます。建物や工作物にとりつけられた場合は、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物などとよばれます。



屋外広告物条例の仕組み

屋外広告物を表示する場合には、当該屋外広告物にかかる規定をすべて満たさなければなりません。

禁止されている屋外広告物があります

- 著しく汚損し、退色し、又は塗料等のはく離したもの、著しく破損し、又は老朽化したもの、倒壊又は落下のおそれのあるもの、信号機、道路標識、道路工事用の標識等に類似、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものは表示できない屋外広告物です。

表示が禁止されている物件があります

- 原則として屋外広告物を表示できない物件です。橋、トンネル、信号機、電柱、消火栓、郵便ポストなどがあります。

2つの地域があります

- 禁止地域：まちなみや自然の美しさを守り、歩行者や自転車の安全を確保するため、原則として屋外広告物を表示できない地域です。特例のあるものを除き、表示することはできません。
- 許可地域：適用除外の場合を除き、原則として、あらかじめ屋外広告物を表示するための許可を受ける必要があります。一定の規格、基準に適合しなければなりません。

種類ごとの基準

- 屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積などの基準があります。

許可等が不要な屋外広告物

- 公共的な目的のために案内図版などは、一定の企画、基準を守って表示された場合に限り、社会生活上最低限必要なものとして、規制の一部が除外され、許可地域でも許可を受けずに表示できます。

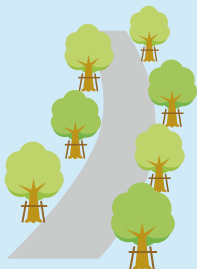
良好な状態を保つために

- 表示した屋外広告物については、補修等の適切な管理を怠らないようにしてください。また、許可をうけた屋外広告物には管理者を置き、許可期間終了後も引き続き表示する場合は継続許可の申請をしてください。

表示が禁止されている物件があります

屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができない物件があります。

街路樹、
路傍樹



橋、トンネル、
高架構造及び分離帯



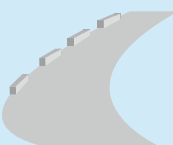
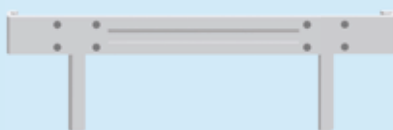
石垣及び
擁壁の類



信号機、
道路標識、
歩道柵



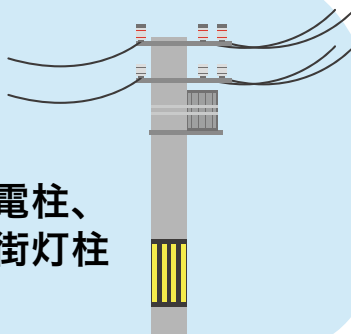
ガードレール、
カーブミラー、
視線誘導標



駒止の類、
里程標の類



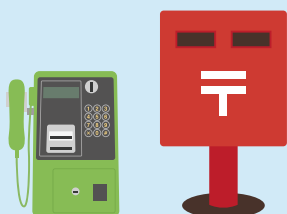
電柱、
街灯柱



消火栓、
火災報知器、
火の見やぐら



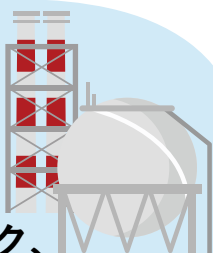
郵便ポスト、
電話ボックス、
路上変電塔



送電塔、
送受信塔、照明塔



煙突、
ガスタンク、
水道タンクの類



銅像、
神仏像、
祈念碑の類



景観重要建造物、
景観重要樹木



2つの地域があります

町内のすべての地域が禁止地域か許可地域のいずれかに区分されます。

禁止地域

禁止地域では、原則として屋外広告物を表示することはできません。(条例第3条第1項)

伊根浦舟屋群伝統的建造物群保存地区
(伝建地区)

森林法に基づく保安林のある地域

官公署、学校、図書館、公民館、体育館
病院、公衆トイレのある敷地

社寺、火葬場等の区域

道路、河川、海浜の地域

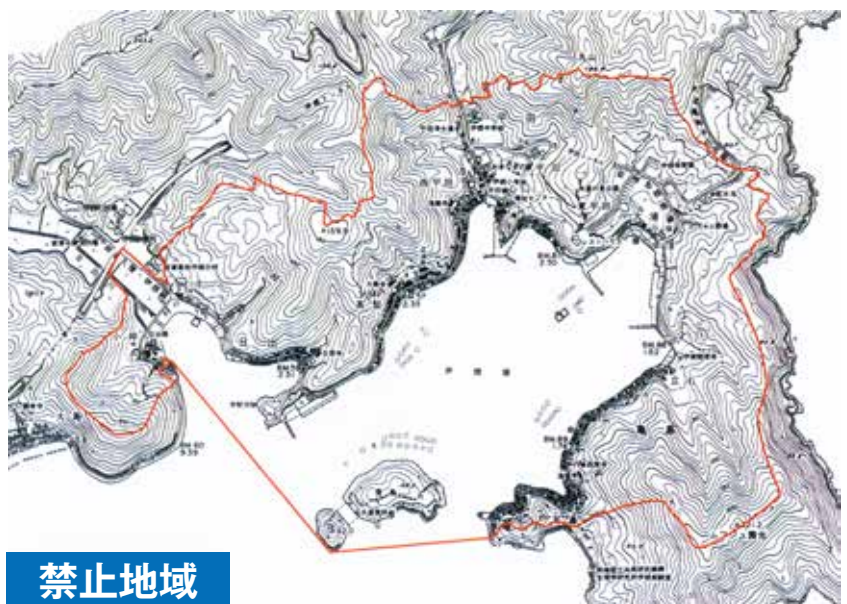
許可地域

禁止地域以外の地域又は場所です。

禁止に対する特例

禁止地域において表示することができる屋外広告物があります。

伝建地区における屋外広告物は、許可基準に適合することで表示することができます。伝建地区においては自己の所有地等以外の表示はできません。



禁止地域

種類ごとの基準

屋外広告物の種類ごとに高さや表示面積などに基準があります。伝建地区には、屋外広告物の表示又は掲出が禁止されていますが、一定の基準を満たせば、特例として認めることとしています。

【】内の数値は、伝建地区に適用します。

また、伝建地区での共通基準で以下の基準を満たす必要があります。

- (1) 材質は原則、木製とし、着色する場合は茶系の木材保護塗装程度
- (2) 板面及び表示内容の色彩は、茶系色、黒又は白等シンプルなもの
- (3) 自立式の広告物に屋根を設ける場合は、板屋根（又は板の代用として茶系色の金属板）を設置
- (4) 点滅式の照明装置を有する広告物等は設置できません。
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件は、2枚（店舗等が複数ある場合はその建物ごとに1枚）とすること。

軒下広告物

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。

1つの建築物に複数の軒下広告物がある場合、1つ1つで判断するのではなく、建物に対して総量規制として扱います。伝建地区の場合、(2)と(3)が同一建物にあれば、(2)の面積＋(3)の面積 $\leq 1.5\text{m}^2$ となります。

(1) 壁面に直接設置するもの(直描を含む)

面積	設置壁面面積の1/2以下【面積＝1.5 m^2 以下】
高さ、幅等	長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えない【長さ＝1.5 m以下】
その他の要件	道路上に突出しない

(2) 突き出しで広告面が壁面と平行なもの

面積	設置壁面面積の2/3以下でかつ20 m^2 以下【面積＝1.5 m^2 以下】
高さ、幅等	長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えない【長さ＝1.5 m以下】
その他の要件	道路上に突出しない

(3) 突き出しで広告面が壁面と直角なもの

面積	10 m^2 以下【面積＝1.5 m^2 以下】
高さ、幅等	設置壁面から垂直方向に1 m以上突出しない【長さ＝1.5 m以下】
その他の要件	道路上に突出しない。広告面が両面の場合、両面積の合計が対象となります。

(1) 壁面に直接設置するもの
(直描を含む)



(2) 突き出しで広告面が壁面と
平行なもの



(3) 突き出しで広告面が壁面と
直角なもの



立看板

紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して立てかけられ移動性のあるもので、広告内容を表示するものをいう。のぼりは立看板の基準に準ずる。ただし、伝建地区においては、のぼり旗の掲出は禁止します。

面積	—
高さ、幅等	縦＝2 m以下、横＝1 m以下、高さが30cm以上の脚を有する
その他の要件	掲出期間は許可日の翌日から30日以内、道路上に設置しない

建植広告物

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、平面的に広告内容を表示するものをいう。広告面が両面であれば、面積は2倍とする。

面積	30㎡以内【面積＝2㎡以内】
高さ、幅等	上端が地上から6m以下【上端が地上から4m以下】
その他の要件	著しい変形でない、美観を損なわないよう留意すること



はり紙

紙等を利用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して貼り付けて、広告内容を表示するポスター等をいう。

面積	1㎡以内
高さ、幅等	1辺1m以下
その他の要件	掲出期間30日以内【掲出期間14日以内】、著しい変形でない

広告塔

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され又は建築物その他の物件を使用して取り付けられ、立体的に広告内容を表示する物をいう。

(1) 路上広告塔

面積	—
高さ、幅等	高さ = 2m 以下
その他の要件	—

(2) 屋上広告塔

面積	—
高さ、幅等	高さ = 設置建築物等の高さの 1/3 以下で上端の高さが地上から 46m 以下
その他の要件	永久構造物

(3) 一般広告塔

面積	—
高さ、幅等	高さ = 地上から 30m 以下（木造は 10m 以下）
その他の要件	道路の交差点から 20m 以上離れた箇所に設置

屋上広告物

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上に設置され、広告内容を表示する物をいう。（広告塔を除く。）和風屋根、洋風屋根は素材ではなく、もっぱら形状により区別する。

(1) 洋風屋根に設置するもの

面積	—
高さ、幅等	縦 = 3m 以下【縦 = 2m 以下】脚の長さを含む 横 = 屋根幅の 2/3 以下
その他の要件	永久構造物 屋根面に直描しない

(2) 和風屋根に設置するもの

面積	—
高さ、幅等	縦 = 2m 以下【縦 = 1m 以下】 横 = 屋根幅の 2/3 以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない
その他の要件	永久構造物、屋根面に直描しない

へい垣広告物

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、へい垣を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。

面積	へい垣面の面積の 1/2 以下
高さ、幅等	上端の高さはへい垣の高さを超えない
その他の要件	2 個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さである へい垣面に直描しない

アーチ広告物

金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示するものをいう。【伝建地区には表示できません】

面積	—
高さ、幅等	広告面の縦＝2m 以下
その他の要件	設置場所は繁華街又はこれに準じる地域

気球広告物

綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱を利用して広告内容を表示するものをいう。【伝建地区には表示できません】

面積	—
高さ、幅等	球型で直径 3 m 以下、綱の長さ 45m 以下
その他の要件	ネット面に広告物を設置する、補助綱を用いる

横断幕

布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して道路等を横断する形で取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。【伝建地区には表示できません】

面積	—
高さ、幅等	縦＝1m 以下
その他の要件	設置場所は繁華街又はこれに準じる地域

幕広告

布等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。

面積	—
高さ、幅等	幅＝1.5m 以下、長さ＝11m 以下
その他の要件	幕は布地を用いる

その他の広告物

上記の広告物の許可基準との均衡を考慮して町長が適当と認めるものであること。

許可等が不要な広告物

禁止地域や禁止物件への表示、設置ができませんが、以下の物は許可が必要なく表示、掲出することができます。

速報等

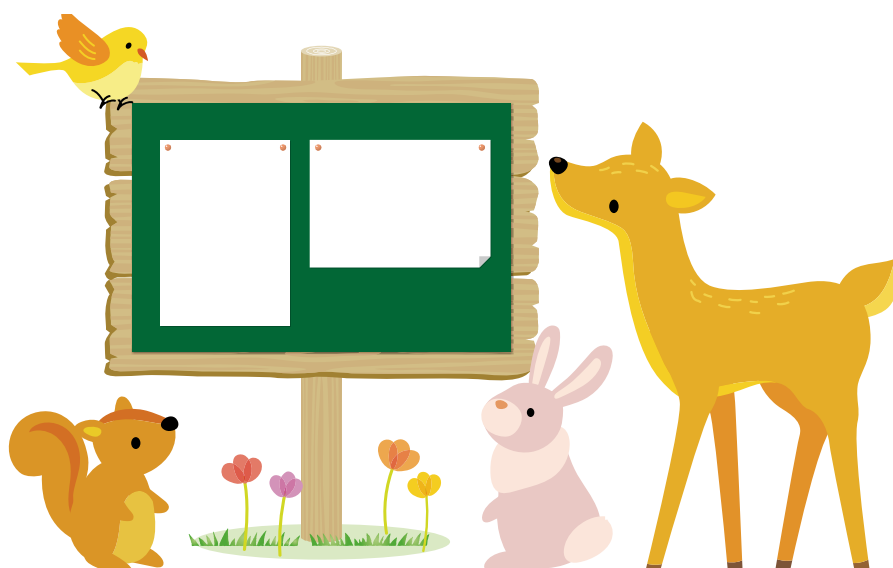
面積	0.5㎡以内
高さ、幅等	—
その他の要件	掲出期間を広告面に明記

はり紙その他これに類するもの

面積	0.25㎡以内
高さ、幅等	一辺の長さ 80cm 以下
その他の要件	掲出期間 30 日以内、掲出期間・責任者の氏名・連絡先を広告面に明記

政治資金規正法の届出団体によるはり紙、はり札、広告旗、立看板等

面積	はり紙、はり札 1㎡以下 広告旗、立看板等 2㎡以下
高さ、幅等	—
その他の要件	掲出期間 30 日以内、掲出期間・責任者の氏名・連絡先を広告面に明記



伝建地区内でできること、できないこと

伝建地区内でできること

自己の住所地、事業所、作業所等に自己の店名、商標、事業の内容等を表示するもの等
→申請が必要です

伝建地区内でできないこと

自己の住所地、事業所、作業所等以外の場所に表示するもの
自己が主催していないポスター、政治資金規正法の届出団体によるポスター等の表示物等

屋外広告物の申請手続き

伊根町では、広告景観の誘導を図るために、新規に設置、変更する屋外広告物等の意匠、色彩、安全性等の個別審査（事前確認）を行っています。申請書類は、伊根町ホームページからダウンロードできます。

表示の計画

地域により、広告物の規格、許可の基準が違いますので、確認してください。

許可

許可通知書と許可証票を送付します。証票広告物に貼ってください。

許可等の申請

申請の手続きは企画観光課です。所定の申請書に必要書類を添付してください。



申請に必要な添付書類

新規の場合

- 広告物等を表示し、又は設置する場所を示す地図
- 広告物等及び当該広告物を表示し、又は設置する土地又は物件等の配置図
- 広告等の規模、形態及び意匠を明らかにした仕様書及び図面
(広告物がはり紙又ははり札等である場合は、当該はり紙又ははり札等の見本)
- 所有者又は管理している者の承諾書又はその写し

変更の場合

- 広告等の規模、形態及び意匠の変更の内容を明らかにした図面

継続の場合

- 広告物等を表示し、又は設置する場所を示す地図
- 広告物等の現況を示すカラー写真
- 広告物等の安全性の点検に係る書類

許可等の期間と手数料

種 類	基 準	単 位	手数料	期 間
軒下広告物 建植広告物 へい垣広告物	広さ 5 平方メートルまで	1 個につき	1,000 円	3 年以内
	広さ 5 平方メートルを超える部分 につき 5 平方メートルまでごとに	1 個につき	500 円	
立看板 はり札 スタンド		1 個につき	250 円	30 日以内
はり紙		100 枚につき	300 円	30 日以内
屋上広告物 アーチ広告物 広告塔	広さ 5 平方メートルまで	1 個につき	1,500 円	3 年以内
	広さ 5 平方メートルを超える部分 につき 5 平方メートルまでごとに	1 個につき	750 円	
気球広告物		1 個につき	750 円	3 年以内
横断幕 幕広告		1 張につき	250 円	3 年以内

手数料の免除

次の場合、手数料を免除しています。

- 新規：広告物等を表示又は設置するまでに申請したとき
- 変更：広告物等を変更するまでに申請したとき
- 継続：許可期間が満了するまでに申請したとき

屋外広告物等撤去、変更の補助制度

許可された屋外広告物等を撤去、変更する場合に、補助金の交付を受けることができます。適用にはいくつかの条件がありますので、詳しくは企画観光課までお問い合わせください。

補助対象事業・補助金額

予算の範囲内で、下記の事業の補助を行います。

- 補修・移転・除去事業
- 色彩の変更事業

補助対象事業のうち補修工事費用や移転設計費用等の補助対象となる費用を合算した金額の2分の1（**最大15万円まで**）を補助します。



補助金交付までの流れ

事前協議	—
補助金交付申請	設計図、見積書、現況写真を添えて提出してください。
補助金交付申請の審査	数日要します。
補助金交付決定	補助金交付申請の内容が適正であれば交付の決定を通知します。
工事着手	—
補助事業実績報告	工事が完了したら、契約書の写し、領収書の写し、完成写真を添えて提出してください。
完了検査	職員が工事完了の確認に伺います。
補助金の確定	補助事業実績報告の内容確認し、完了検査に合格すれば補助金の確定を通知します。
補助金の支払い	確定した補助額を指定口座に振り込みます。

申請方法

随時受け付けています。ホームページに掲載している様式に必要事項を記入し、書類を添付のうえ、企画観光課に提出ください。

屋外広告物 Q&A

Q

具体的にはこういったものが屋外広告物か。



屋外広告物法の規定する「常時、または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」に該当すれば、営利や非営利を問わず、商標やシンボルマーク、注意書きなど、多くのものが屋外広告物に該当します。また、掲出物件も屋外広告物に該当します。



Q

許可申請とはどのような手続きか。



屋外広告物法に基づく許可手続きは「自由に屋外広告物を表示・設置できない」という考え方に基づく規制です。届出制度以上に厳しい規制（＝重要なルール）であるともいえます。

※景観面や安全面の観点から、自治体の条例で、許可手続きとすることが認められています。



A

Q

申請手数料はなぜ必要か。



屋外広告物の表示・設置にかかる申請は、特定の方（広告主など）を対象とする手続きです。そのため、住民の皆様からの公費（税金）から、申請手続きの事務経費相当分を支出する方法の他に、自治体の条例で、掲出者から手数料として事務経費相当分を負担していただく方法が認められています。





申請が不要となる場合は。



申請が不要となるものは次の○印に該当するものです。

屋外広告物の種類	基準	禁止地域	許可地域	禁止物件
他の法令の規定による表示・設置	公職選挙法、道路交通法、道路法、建設業法、建築基準法、駐車場法等により表示・設置するもの	○	○	○
自家用広告物	許可地域では、長さ 5m、表示面積 5㎡以内	×	○	—
土地・物件の管理広告物	禁止地域にあっては、表示面積の合計が 1.5㎡以内 許可地域にあっては、表示面積の合計が 5㎡以内	○	○	—
工事現場の板囲いへ表示する屋外広告物	工事期間中に限り表示するもの 宣伝の用に供さないもの	○	○	—
冠婚葬祭等一時的に表示する屋外広告物	必要最小限の期間のみ表示するもの 宣伝の用に供さないもの	○	○	—
講演会等の会場の敷地内に表示する屋外広告物	講演会等の当日のみ表示するもの	○	○	—
公共広告物	国、地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置するもの	○	○	—

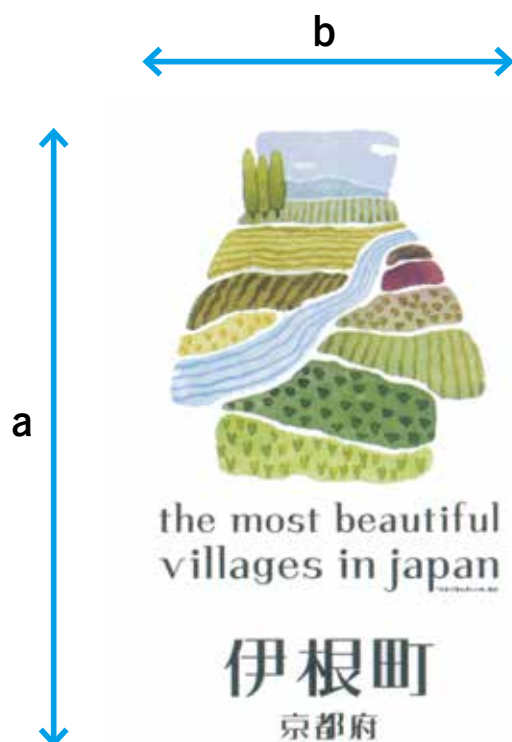




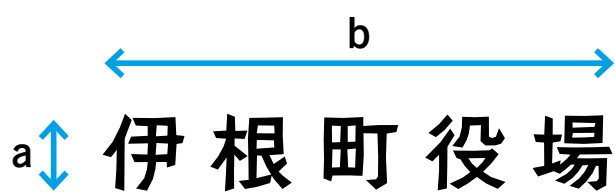
壁面広告物の表示面積の
算定方法は。



壁面に直接、文字やマークを表示・設置する場合の面積計算



縦幅・横幅の最大値で計算
表示面積 = $a \times b$



縦幅・横幅の最大値で計算
表示面積 = $a \times b$



のぼり旗など、簡易的な広告物
についても基準はありますか。



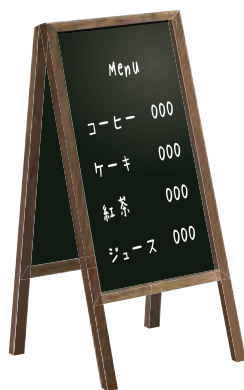
のぼり旗など、簡易的な広告物の個別基準については
次のとおりです。



のぼり旗

【伝建地区では掲出できません】

幅 縦2m以下、横1m以下



立看板

幅 縦2m以下、
横1m以下、
高さが30cm以上の脚



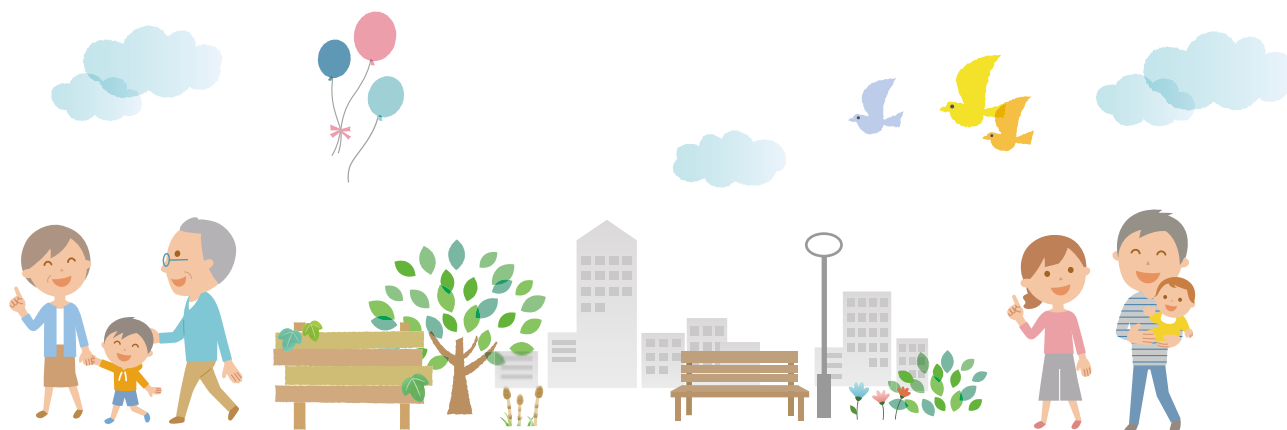
はり紙

表示面積 1㎡以内



幕広告

幅 1.5m以下、
長さ11m以下



屋外広告物の手引き

伊根町企画観光課

〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出651
<http://www.town.ine.kyoto.jp/>

TEL 0772-32-0502